

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	釧路市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
釧路市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
北海道釧路市長

公表日
令和7年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	本事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)など関連法の規定に基づき、以下の事務で個人番号を利用する。 ①給付費の支給 ②申請、届出事項の確認 ③保育の必要性、必要量の認定 ④保育料、給食費の決定 ⑤マイナポータルの電子申請機能による申請の受領
③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援に関する事務関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表 (別表における情報提供の根拠) :なし(※子ども子育て支援関連事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項(155の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」が含まれる項(17の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	釧路市こども保健部こども育成課、釧路市阿寒町行政センター保健福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【阿寒地区以外】 釧路市こども保健部こども育成課 釧路市黒金町8丁目2番地 0154-31-4541 【阿寒地区】 釧路市阿寒町行政センター保健福祉課 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 0154-66-2120
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条	事後	法令上根拠の見直しのため
平成29年5月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども保健部次長 泉 隆	こども育成課長 三富 尚孝	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成29年5月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成27年8月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成30年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 三富 尚孝	こども保健部次長(こども育成課長) 三富 尚孝	事後	重要な変更にあたらないため(人事異動)
平成30年5月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	釧路市こども保健部こども育成課	釧路市こども保健部こども育成課、釧路市阿寒町行政センター保健福祉課	事前	新たに行う事務が増えたため
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども保健部次長(こども育成課長) 三富 尚孝	課長	事前	様式変更のため
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点	平成30年4月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
平成31年2月15日	IV リスク対策 1～9	－	必要事項について記載	事前	様式変更のため
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(デジタル行政推進法)など関連法の規定及び⑤マイナポータルの電子申請機能による申請の受領を追記	事前	申請管理システム導入に係る変更
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ	1. 子ども子育て支援システム 2. 収納管理システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 申請管理システム	事前	申請管理システム導入に係る変更
令和4年9月15日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	番号法第9条第1項 別表の127の項		法改正によるもの
令和7年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一省令第8条	別表省令第68条		法改正によるもの
令和7年2月25日	I 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(※子ども子育て支援関連事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子ども のための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における 保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (別表における情報提供の根拠) :なし(※子ども子育て支援関連事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの」が含まれる項(155の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって第十九条で定めるもの」が含まれる項(17の項)	事後	法改正によるもの
令和7年2月25日	I 関連情報 9	－	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	II しきい値判断項目1～2	平成31年2月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	重要な変更にあたらないため(計数の見直し)
令和7年2月25日	IV リスク対策 8	－	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	8. 監査	9. 監査	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策	9. 従業者に対する教育・啓発	10. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正による変更
令和7年2月25日	IV リスク対策 11	－	新規追加項目について記載	事後	様式改正による変更